

YouTube

【宅建動画の渋谷会】佐伯竜

2019 改正点1
自筆証書遺言の方式緩和



謝
恩

渋谷会

いつもご視聴いただきありがとうございます。

2019 年の法改正として「自筆証書遺言の方式緩和」について、特別講義を開講します。

2020 年 4 月 1 日、改正民法が施行されます。

しかしながら、相続法については、2019 年 1 月から段階的に施行されます。

相続法改正のうち、「自筆証書遺言の方式緩和」については、2019 年 1 月 13 日に施行されますので、2019 年度の宅建試験の範囲に含まれます。

知識問題対策として、正確に覚えておいてください。

みなさまの合格を祈念しております。

講師 佐伯竜

2019 年 改正1 「自筆証書遺言の方式緩和」

《ねらい》出題可能性のある法改正について正確に覚える

1. 民法(相続関係)改正法の施行期日について

- (1) 自筆証書遺言の方式を緩和する方策 2019 年 1 月 13 日【2019 宅建試験】
- (2) 原則的な施行期日 2019 年 7 月 1 日【2020 宅建試験】
遺産分割前の預貯金の払戻し制度、遺留分制度の見直し、相続の効力等に関する見直し、特別の寄与等の(1)・(3)以外の規定
- (3) 配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等 2020 年 4 月 1 日【2020 宅建試験】

2. 自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書遺言

自筆証書によって遺言をするには、**遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。**

旧法

旧法では、**財産目録も全文自書する必要があった。**

改正法

目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。

⇒ **自書によらない財産目録を添付することができるようになった。**

例えば――

- 財産目録をパソコンで作成
- 通帳のコピーを目録として添付
- 不動産の登記事項証明書を目録として添付

※ **ただし、その目録の毎葉に署名し、印を押さなければならない**

(自筆証書遺言)条文

第968条

1 自筆証書によって遺言をするには、**遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。**

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部又は一部の**目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。**この場合において、遺言者は、その目録の**毎葉**(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に**署名し、印を押さなければならない。**

3 自筆証書(前項の目録を含む。)中の**加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。**

3. 予想問題

(予想問題1)

自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならないが、財産目録を添付する場合、目録についても、自書することを要する。

誤り 目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。

(予想問題2)

自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならないため、財産目録として、銀行通帳をコピーし、それを添付することは認められない。

誤り 自書によらない財産目録として、通帳のコピーを添付する方法やパソコンで作成する方法も認められる。なお、自書によらない財産目録については、毎葉に署名し、印を押さなければならない。

(予想問題3)

自書によらない財産目録の内容を遺言者が一部削除する場合、遺言者が変更する箇所に二重線を引いて、その箇所に押印するだけで、一部削除の効力が生ずる。

誤り 自筆証書(財産目録を含む。)の遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

(予想問題4)

自筆証書遺言について、財産目録をパソコンで作成する場合、財産目録が複数枚に渡るとしてもその最終頁の末尾に署名し、印をすれば足りる。

誤り 自書によらない財産目録については、毎葉に署名し、印を押さなければならない。

【宅建動画の渋谷会】 <https://shibuyakai.com/>

●2019 年版 宅建基幹講座 権利関係編
https://shibuyakai.com/takken/2019_01.html

●2019 年版 宅建基幹講座 全分野セット
https://shibuyakai.com/takken/2019_04.html

【今後の開講予定】

- 1 月 2019 年版 宅建基幹講座 宅建業法編
- 2 月 2019 年版 宅建基幹講座 法令上の制限編
- 3 月 2019 年版 宅建 基本問題演習講座
- 4 月 2019 年版 宅建 過去問演習講座
- 5 月以降、続々開講

※ 講座の詳細・価格は未定です。決定次第、WEB サイトで公表します。
公表前に、講座の詳細・価格についてお答えすることはできません。
なお、開講予定については、変更・中止する可能性があります。